特集 令和７年度

新規・拡充・継続事業

令和７年度から新たに始まる事業、拡充・継続する事業を紹介します。
詳細については各担当課にお問い合せください。

町内の事業所に就職した方に就職奨励金を交付します

対象者
1. 学卒者で、町内事業所に正規労働者として令和７年４月１日以降に就職する者で卒業後１年以内の者
2. 町内に住民登録がある者
3. 同一の町内事業所に正規労働者として６か月以上継続して勤務している者
4. 町税などの滞納がない者

奨励金額 20万円

問 商工観光課　TEL 22－2814

パーソナル知育絵本をプレゼントします

取組内容 パーソナル知育絵本は、１人１人の子どもに合わせて、主人公の名前、メッセージなどが入る絵本です。ご家庭の絵本の読み聞かせを支援し、お子さまのことばの発達を後押しします。

対象者 町内に住民票を有し、令和７年度中に乳児健康診査（４か月児）、１歳６か月児健康診査、３歳児健康診査の対象となる０歳から３歳までのお子さま

配布方法 揖斐川保健センターの乳児健康診査（４か月児）、１歳６か月児健康診査、３歳児健康診査を受診されるとき、絵本（もしくは、絵本の無料注文チケット）を配布します。

問 社会教育課　TEL 23－0124

見守りベビー用品配達事業を始めます

対象者 令和７年４月１日生まれ以降の乳幼児とその保護者

事業内容 町内在住の乳幼児のいる家庭に、オムツなどのベビー用品を無償で届け、乳幼児とその保護者の見守りを行う（生後1歳頃までに3回実施）

時期 令和７年夏頃　開始予定　※対象者には、事業開始時に町から個別案内を行います。

問 揖斐川保健センター　TEL 23－1511

特定不妊治療費の一部を助成します

対象者 保険を適用して行った特定不妊治療を令和７年４月１日以降に終了した者

助成額 上限10万円（対象経費の自己負担額のうち県の助成金額を除いた額）

申請方法 「岐阜県特定不妊治療費助成事業補助金」の申請後に、揖斐川保健センターに申請してください。

問 揖斐川保健センター　TEL 23－1511

揖斐川町国民健康保険加入者にICTを活用した特定保健指導を実施します

対象者 揖斐川町国民健康保険加入者で、特定健康診査を受診後、特定保健指導の対象となった方

内容 オンライン面談やアプリを活用した個別指導、提携する民間のスポーツジムの利用料の補助
※対象者には、町から個別案内を行います。

問 揖斐川保健センター　TEL 23－1511

揖斐川町国民健康保険加入者の人間ドックの費用の一部を補助します

対　象　者

❶ 人間ドックの受診時において揖斐川町国民健康保険の被保険者であること。
❷ 人間ドックを受診しようとする日の属する年の年度末において40歳以上であること。
❸ 申請日において納期限が到来した国民健康保険税を完納している世帯であること。
❹ 当該年度に特定健康診査を受診していないこと。
❺ 人間ドック受診の結果、特定保健指導の対象者となった場合に当該指導を受けることに同意すること。
❻ 特定健康診査、特定保健指導及び町の実施する保健事業に健診結果が活用されることに同意すること。

補 助 金 額　人間ドック費用の1/2　上限2万円

問 住民生活課　TEL 22－2786　　揖斐川保健センター　TEL 23－1511

危険な空き家の除却工事費用の一部を補助します

対　象　者　空き家の所有者もしくは相続人または空き家が存する土地の所有者もしくは相続人

対象の空き家　老朽化して倒壊などのおそれがある危険な空き家で、地域の自治会から除却要請がある空き家のうち、次の全てに該当する空き家

- 個人が所有する家屋（国、地方公共団体、独立行政法人などが所有権を有していない家屋）
- 管理が行き届いておらず、空き家である期間がおおむね１年以上の家屋
- 損壊により、道路や周辺の家屋に支障を来すおそれのある家屋
- 道路改良その他公共事業による移転または建替えの補償対象となっていない家屋
- 居住用の家屋（店舗、倉庫、小屋、納屋、公民館、集会施設、神社、寺院は対象外）

対象となる除却工事

❶ 補助金の交付決定日の属する年度の２月末日までに支払いまで完了するもの。
❷ 全部を除却するもの。
※補助金の交付決定日より前に着手した工事や門扉・塀の撤去、他の補助金を受けている場合は対象外です。

補 助 金 額　対象工事費の1/3　上限50万円

問 建設課　TEL 22－2801

自主防災組織の活動を支援します

補 助 対 象　（※組織設立と同時に申請が可能です。）

町内の自主防災組織（地区単位で自主的に結成された防災のための組織で町長が認めたもの）

補助内容・補助金額

事　業	補助の額	補助対象経費
(1) 防災訓練 ・消火訓練　・救出・救護訓練 ・避難所設営訓練　・給食、給水訓練 ・その他の訓練	補助対象経費の 2/3 100,000 円以内	消耗品費、燃料費、材料費、傷害保険料、訓練資機材レンタル費　など 訓練に使用する軽微な装備品の購入費
(2) 講習会等 ・講習会　・研修会　・啓発活動	補助対象経費の 2/3 100,000 円以内	講師謝礼、費用弁償、印刷製本費、手数料、啓発活動費、施設借上料、通信運搬費、消耗品費　など
(3) 防災対策	補助対象経費の 2/3 100,000 円以内	防災備品、備蓄品などの購入費

申 請 方 法

「揖斐川町自主防災組織活動補助金交付申請書」に次の書類を添えて申請してください。
●自主防災組織規約　●自主防災組織役員名簿　●収支予算書
●経費の額を証明する書類（カタログ、見積書など）
※補助対象経費の審査を行いますので、必ず事業の「実施前」に申請してください。

問 総務課　TEL 22－2113